

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月21日

【事業年度】 自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日

【会社名】 スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト
(Svenska Handelsbanken AB (publ))

【代表者の役職氏名】 ベント・エドホルム
(Bengt Edholm)
シニア・ヴァイス・プレジデント
(Senior Vice President)

トーマス・オーマン
(Thomas Åhman)
シニア・ヴァイス・プレジデント
(Senior Vice President)

【本店の所在の場所】 スウェーデン王国 SE-106 70 ストックホルム クングストラッドゴード
シュガータン 2
(Kungsträdgårdsgatan 2, SE-106 70 Stockholm, Sweden)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 多賀 大輔

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1181

【事務連絡者氏名】 弁護士 根本 伸毅
弁護士 山崎 悦子

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-4784/5850

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【提出理由】

平成27年6月26日に提出した平成26年12月31日に終了した事業年度に係る有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

(注) 訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております(なお、当初提出した有価証券報告書において付されていた下線は、訂正箇所の明示のため、本有価証券報告書の訂正報告書においては表示しておりません。)。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

<訂正前>

(前略)

()規制環境及び資本基盤

(中略)

「バイルイン」を含む金融機関及び投資会社の再生及び破綻処理

(中略)

BRRDは、2014年6月12日にEUの官報において発表され、この指令は、2015年1月1日までに国内法令において施行される予定である。しかしながら、バイルインのメカニズムに関する条項(資本基盤に含まれる債務の削減及び/又は転換に関連する条項を除く。)は、2016年1月1日まで適用されない。この指令は現在まで、スウェーデン法に組み入れられていない。

(中略)

スウェーデン国内預金保証

(中略)

EUレベルにおいては、2013年12月、改正預金保証指令に関して合意に達した。新しい指令は、特に、国内預金保証資金の最低水準を上昇させ、より早期的支払いを確保することとなる。スウェーデンにおいてかかる指令を実施する法令はまだ採択されていない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

()規制環境及び資本基盤

(中略)

「バイルイン」を含む金融機関及び投資会社の再生及び破綻処理

(中略)

BRRDは、2015年1月1日からEU加盟国により適用されることを定めている(但し、2016年1月1日から適用されることになる一般的バイルイン・ツールを除く。)。スウェーデンにおいてBRRDを実施する国内法はまだ採択されていない。実施法案は2014年7月に発表され、2014年秋の間に公共機関及び市場参加者の間のコンサルテーションにかけられた。かかるコンサルテーション段階で得た情報に基づき、スウェーデン財務省は、2015年秋にスウェーデン議会の採決にかけられることとなる最終法案を発表する予定である。

(中略)

スウェーデン国内預金保証

(中略)

EUレベルにおいては、2013年12月、改正預金保証指令に関して合意に達した。新しい指令は、特に、国内預金保証資金の最低水準を上昇させ、より早期的支払いを確保することとなる。2015年6月、スウェーデン政府は、改正指令の施行草案を発表した。想定されていたとおり、この新しい規則は、2016年5月1日にスウェーデンにおいて適用されることとなる。

(後略)

3【課税上の取扱い】

(1)スウェーデンにおける課税上の取扱い

<訂正前>

スウェーデンの租税

(中略)

スウェーデンの税法上居住者であった本社債の所持人

但し、概して言えば、本社債の価値又は運用利益が株式として課税される有価証券と関連する場合、処分若しくは償還が行われた暦年中のいずれかの時点又は処分若しくは償還が行われた年に先立つ10暦年間に於いて税法上スウェーデンの居住者であったか、スウェーデンに居住する習慣があったか、又は6ヶ月連続してスウェーデンに滞在していた個人については、当該本社債の処分又は償還に際し、スウェーデンのキャピタルゲイン税が課される。しかしながら多くの場合、当該規則の適用は、適用ある二重課税回避のための租税条約により制限されている。

(後略)

<訂正後>

スウェーデンの租税

(中略)

スウェーデンの税法上居住者であった本社債の所持人

但し、概して言えば、本社債の価値又は運用利益が株式として課税される有価証券と関連する場合、処分若しくは償還が行われた暦年中又は処分若しくは償還が行われた年に先立つ10暦年間のいずれかの時点においてスウェーデンにおける常用の住居又は6ヶ月連続したスウェーデンにおける滞在により、税法上スウェーデンの居住者であった個人については、当該本社債の処分又は償還に際し、スウェーデンのキャピタルゲイン税が課される。しかしながら多くの場合、当該規則の適用は、適用ある二重課税回避のための租税条約により制限されている。

(後略)

第3【事業の状況】

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本セクションに含まれる将来の見通しに関する記述は、本書提出日現在の当行の意見、見通し、目標、期待及び見積りに基づいている。

2014年12月31日終了事業年度

業績報告

< 訂正前 >

(前略)

資本

(中略)

普通株式等Tier 1資本は、5%増加して98十億スウェーデン・クローネ(前年度は93十億スウェーデン・クローネ)となり、普通株式等Tier 1資本比率は、1.5パーセント・ポイント上昇して20.4%(前年度は18.9%)となった。かかる増加には、当年度における利益(配当控除後)が0.7パーセント・ポイント寄与した。取引額の増加及び貸出金ポートフォリオにおける信用リスクの移転により、普通株式等Tier 1資本比率は、それぞれマイナス0.3パーセント・ポイント及びプラス0.1パーセント・ポイントの影響を受けた。新規貸出高のリスクは低く、貸出金ポートフォリオの信用の質の平均を改善する(貸出高の移転として知られる。)という事実により、0.4パーセント・ポイントのプラスの影響が生じた。担保の質の向上及び担保量の増加により、普通株式等Tier 1資本比率は、0.2パーセント・ポイント上昇した。IAS第19号「年金」の影響は、-0.4パーセント・ポイントであった一方で、為替の変動により0.4パーセント・ポイントのプラスの影響が生じた。CRD の最終的な変更を含むその他の要因の正味の影響により、普通株式等Tier 1資本比率は0.4パーセント・ポイント上昇した。

(中略)

英国における支店業務

(中略)

事業の展開

(中略)

当該取得が2013年5月末に行われたため、ハートウッドの運用資産は1.5十億英ポンドから2.3十億英ポンドへと増加した。

(中略)

フィンランドにおける支店業務

(中略)

業績

(中略)

純手数料及びコミッション収益は、7%増加して440百万スウェーデン・クローネ(前年度は412百万スウェーデン・クローネ)となったが、これは主にクレジットカード事業からの手数料の増加によるものであった。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

資本

(中略)

普通株式等Tier 1資本は、5%増加して98十億スウェーデン・クローネ(前年度は93十億スウェーデン・クローネ)となり、普通株式等Tier 1資本比率は、1.5パーセント・ポイント上昇して20.4%(前年度は18.9%)となった。かかる増加には、当年度における利益(配当控除後)が0.7パーセント・ポイント寄与した。取引額の増加及び貸出金ポートフォリオにおける信用リスクの移転は、普通株式等Tier 1資本比率に、それぞれマイナス0.3パーセント・ポイント及びプラス0.1パーセント・ポイントの影響を与えた。新規貸出高のリスクは低く、貸出金ポートフォリオの信用の質の平均を改善する(貸出高の移転として知られる。)という事実により、0.4パーセント・ポイントのプラスの影響が生じた。担保の質の向上及び担保量の増加により、普通株式等Tier 1資本比率は、0.2パーセント・ポイント上昇した。IAS第19号「年金」の影響は、-0.4パーセント・ポイントであった一方で、為替の変動により0.4パーセント・ポイントのプラスの影響が生じた。CRD の最終的な変更を含むその他の要因の正味の影響により、普通株式等Tier 1資本比率は0.4パーセント・ポイント上昇した。

(中略)

英国における支店業務

(中略)

事業の展開

(中略)

ハートウッドの取得が2013年5月末に行われたため、ハートウッドの運用資産は1.5十億英ポンドから2.3十億英ポンドへと増加した。

(中略)

フィンランドにおける支店業務

(中略)

業績

(中略)

純手数料及びコミッション収益は、7%増加して440百万スウェーデン・クローネ(前年度は412百万スウェーデン・クローネ)となったが、これは主にクレジットカード事業からのコミッションの増加によるものであった。

(後略)

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

<訂正前>

A種株式

(2015年6月24日現在)

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
6,000,000,000	18,871,791,139	4,128,208,861

(後略)

<訂正後>

A種株式

(2015年6月24日現在)

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
6,000,000,000	1,871,791,139	4,128,208,861

(後略)

(4)【所有者別状況】

<訂正前>

(前略)

(2014年12月31日現在)

株主毎の所有株式		所有株式			
株式数	株主数	A種株式数	B種株式数	株式資本割合(%)	議決権割合(%)
1-500株	66,681	8,074,888	2,397,396	1.7	1.3
501-1,000株	13,107	8,541,452	1,499,198	1.6	1.4
1,001-5,000株	14,890	28,730,225	3,447,506	51	4.7
5,001-20,000株	2,598	21,244,099	1,942,651	3.6	3.4
20,001株以上	947	557,334,612	2,463,692	88.0	89.2
合計	98,223	623,925,276	11,750,443	100.0	100.0

(後略)

<訂正後>

(前略)

(2014年12月31日現在)

株主毎の所有株式		所有株式			
株式数	株主数	A種株式数	B種株式数	株式資本割合(%)	議決権割合(%)
1-500株	66,681	8,074,888	2,397,396	1.7	1.3

501-1,000株	13,107	8,541,452	1,499,198	1.6	1.4
1,001-5,000株	14,890	28,730,225	3,447,506	<u>5.1</u>	4.7
5,001-20,000株	2,598	21,244,099	1,942,651	3.6	3.4
20,001株以上	947	557,334,612	2,463,692	88.0	89.2
合計	98,223	623,925,276	11,750,443	100.0	100.0

(後略)

(5) 【大株主の状況】

<訂正前>

(前略)

(2014年12月31日現在)

名称	住所	A種株式数	資本合計に 対する割合 (%)	議決権合計に 対する割合 (%)
インドゥストリーヴァルデン・インベスト・ エイ・ビー・プブリクト	スウェーデン	64,661,679	10.2	10.3
オクトゴーネン、スティフテルセン	スウェーデン	64,451,572	10.1	10.3
JPモルガン・チェース・エヌ・エイ [*]	英国	34,736,635	5.5	5.6
SSB クライアント・オムニバス AC OM07(15 PCT) [*]	米国	13,045,683	2.1	2.1
アレクタ・ペンションフォルシェクリン	スウェーデン	12,882,000	2.0	2.1
ランドバーグフォレターゲン・エイ・ビー、 <u>LE</u>	スウェーデン	12,500,000	2.0	2.0
メロン米国税控除口座 [*]	米国	9,698,670	1.5	1.6
クリアストリーム・バンキング・エス・エー、 W8IMY [*]	ルクセンブルク	9,582,905	1.5	1.5
ステート・ストリート・バンク・アンド・ トラスト・カンパニー、ボストン	米国	8,217,368	1.3	1.3
Cbny- ノルウェー銀行	米国	7,952,716	1.3	1.3
合計		623,925,276	98.2	99.8

(後略)

<訂正後>

(前略)

(2014年12月31日現在)

名称	住所	A種株式数	資本合計に 対する割合 (%)	議決権合計に 対する割合 (%)
インドゥストリーヴァルデン・インベスト・ エイ・ビー・プブリクト	スウェーデン	64,661,679	10.2	10.3
オクトゴーネン、スティフテルセン	スウェーデン	64,451,572	10.1	10.3
JPMチェース・エヌ・エイ [*]	英国	34,736,635	5.5	5.6
SSB クライアント・オムニバス AC OM07(15 PCT) [*]	米国	13,045,683	2.1	2.1
アレクタ・ペンションフォルシェクリン	スウェーデン	12,882,000	2.0	2.1
LEランドバークフォレターゲン・エイ・ビー	スウェーデン	12,500,000	2.0	2.0
メロン米国税控除口座 [*]	米国	9,698,670	1.5	1.6
クリアストリーム・バンキング・エス・エー、 W81MY [*]	ルクセンブルク	9,582,905	1.5	1.5
ステート・ストリート・バンク・アンド・ トラスト・カンパニー、ボストン	米国	8,217,368	1.3	1.3
Cbny- ノルウェー銀行	米国	7,952,716	1.3	1.3
合計		623,925,276	98.2	99.8

(後略)

4【役員の状況】

<訂正前>

(前略)

ベンテ・ラッセ (1954年)	取締役 (2004年)	取締役	エコース・エイ・エス及び セニウム・エイ・エス(両 社ともホーム・インベス ト・エイ・エスの小会社で ある。)の会長。ポラリ ス・メディア・エイ・エ ス・エイ、サルマール・エ イ・エス・エイ、ホーム・ インベスト・エイ・エス及 びその子会社であるノル ディック・チョイス・ホス ピタリティ・グループ・エ イ・エスの取締役。	1,256,250 スウェーデン ・クローネ
--------------------	----------------	-----	---	------------------------------

(後略)

<訂正後>

(前略)

ベンテ・ラッセ (1954年)	取締役 (2004年)	取締役	エコース・エイ・エス及び セニウム・エイ・エス(両 社ともホーム・インベス ト・エイ・エスの子会社で ある。)の会長。ポラリ ス・メディア・エイ・エ ス・エイ、サルマール・エ イ・エス・エイ、ホーム・ インベスト・エイ・エス及 びその子会社であるノル ディック・チョイス・ホス ピタリティ・グループ・エ イ・エスの取締役。	1,256,250 スウェーデン ・クローネ
--------------------	----------------	-----	---	------------------------------

(後略)

第6【経理の状況】

1 【財務書類】

<訂正前>

(1) 連結財務書類

(前略)

持分変動計算書（当行グループ）

2014年当行グループ (百万スウェーデン・クロ ネ)	株式資本	資本 剰余金	確定給付 年金制度	ヘッジ 準備金	公正価値 評価差額 準備金	為替換算 調整 準備金	利益 剰余金	少数株主 持分	合計
2014年期首資本	2,956	2,843	3,110	-1,517	1,043	-799	103,701	2	111,339
当期利益							15,183	1	15,184
その他包括利益			-2,107	6,848	281	5,361		0	10,383
当期包括利益合計			-2,107	6,848	281	5,361	15,183	1	25,567
配当金							-10,488		-10,488
転換可能劣後ローンの影響	0	360					49		409
少数株主持分の変動							0	0	0
2014年期末資本	2,956	3,203	1,003	5,331	1,324	4,562	108,445	3	126,827

(中略)

資本変動の内訳

(中略)

公正価値評価差額準備金の変動

百万スウェーデン・クロネ

	2014年	2013年
期首公正価値評価差額準備金	1,043	569
期末保有分に関する当期の未実現市場価値の変動	240	509
損益計算書への振替額 ²	41	-35
期末公正価値評価差額準備金	1,324	1,043

(中略)

2014年当行グループ (百万円)	株式資本	資本 剰余金	確定給付 年金制度	ヘッジ 準備金	公正価値 評価差額 準備金	為替換算 調整 準備金	利益 剰余金	少数株主 持分	合計
2014年期首資本	42,626	40,996	44,846	-21,875	15,040	-11,522	1,495,368	29	1,605,508
当期利益							218,939	14	218,953
その他包括利益			-30,383	98,748	4,052	77,306		0	149,723
当期包括利益合計			-30,383	98,748	4,052	77,306	218,939	14	368,676
配当金							-151,237		-151,237
転換可能劣後ローンの影響	0	5,191					707		5,898
少数株主持分の変動							0	0	0
2014年期末資本	42,626	46,187	14,463	76,873	19,092	65,784	1,563,777	43	1,828,845

(中略)

資本変動の内訳

(中略)

公正価値評価差額準備金の変動

	2014年	2013年
百万円		
期首公正価値評価差額準備金	15,040	8,205
期末保有分に関する当期の未実現市場価値の変動	3,461	7,340
損益計算書への振替額 ²	591	-505
期末公正価値評価差額準備金	19,092	15,040

(中略)

注記G2 リスク及び資本管理

(中略)

その他の業務における金利リスク

(中略)

金利の変動による損益計算書への影響を見積るために、純利息収益の影響も測定されている。金利が変動した場合の純利息収益の影響は、一般市場金利が1%上昇した場合の12ヶ月間にわたる純利息収益の変動として測定されている。この影響は、貸借対照表の規模が一定であることを前提とした場合の固定金利期間並びにトレーディング勘定に含まれない資産、負債及びデリバティブの残高構成の差異を反映している。この計算においては、固定金利期間の定めのない預金に1ヶ月間の固定金利期間があるものと仮定している。当年度末現在の純利息収益の影響は、788(545)百万スウェーデン・クローネであった。

(中略)

	担保として利用可能な受入担保の公正価値		担保に供されている受入担保の公正価値	
	2014年	2013年	2014年	2013年
受入担保				
百万スウェーデン・クローネ				
国債	29	14	1	6
株式	4	10	4	4
合計	33	24	5	10

(中略)

資本計画

(中略)

2014年度末現在の普通株式等Tier 1比率は、20.4%であった。同日現在のAFR/EC比率は、214%であった。したがって、AFRは、内部的な所要自己資本(EC)の評価額を上回る程の非常に十分な余裕をもって計上されている。

(中略)

当行グループの規制資本の目標

(中略)

取締役会の決定では、現行の規制の枠組みに基づく当行のガバナンスに最も適した測定数値である普通株式Tier 1比率は、通常の下況下では、スウェーデン金融監督庁が当行に通知した比率よりも1%から3%上回っていなければならない。その他の自己資本の階層(Tier 1比率及び総資本比率)は、それぞれの自己資本の階層について当局が当行に通知した比率よりも少なくとも1%上回っていなければならない。

(中略)

注記G8 人件費

(中略)

給与及び報酬

百万スウェーデン・クローネ

	2014年	2013年
役員 ²	-144	-134
その他	-7,430	-6,973
合計	-7,574	-7,107

2) 親会社の専務取締役及び取締役並びに子会社の最高経営責任者、副社長及び取締役。

男女別分布

	2014年		2013年	
%	男性	女性	男性	女性
役員（取締役を除く）	67	33	70	30
取締役	71	29	69	31
うち親会社	80	20	73	27
うち子会社	70	30	69	31

(中略)

役員に対する報酬

スウェーデン会社法に従い、年次株主総会では、役員への報酬に関するガイドラインが策定される。2014年度の年次株主総会では、最高経営責任者及び副社長に対して適用される役員への報酬に関するガイドラインが策定された。2014年に、ハンデルスバンケンが役員グループの改編を行った。現在の役員グループ(取締役会を含む)は、コーポレート・ガバナンス・レポートの64ページから65ページ(訳注：ハンデルスバンケンの2014年の年次報告書原文の項目名であり、当該項目は本書には含まれていない。)に記載されている役員に指名されている人員から構成されている。役員への報酬に関するガイドラインは、すべての役員及び年次株主総会の報酬ガイドラインの対象となる人員に対して適用される。

最高経営責任者及びその他の役員に対する報酬は固定給及び年金給付の形式のみで支給されるが、社用車等の慣習的な給付もある。取締役会の特別決議に従って、ハンデルスバンケンが報酬の一部として住宅を提供することができる。変動報酬の支給は行われない。役員は、当行の他のすべての従業員と同じ条件でハンデルスバンケンの利益分配制度であるオクトゴーネンに加入しており、他の従業員と同じ条件で給与を年金に転換する権利も有している。

(中略)

最高経営責任者の報酬及び年金期間

(中略)

3) スウェーデン金融監督庁は、その規則(FFFS 2014年第22号)において、上級経営陣の概念を用いている。ハンデルスバンケンにおいて、上級経営陣とは、専務取締役に相当する。

親会社のその他の役員の報酬及び年金期間**年金期間**

当行のその他の役員である12(12)名は、退職時の年金適格給与の65%を上限とする確定給付退職年金を受領し、その年金適格給与の2%を上限とする年金保険料も受領している。当該役員の最低退職年齢は60歳^{***}であり、確定給付退職年金は雇用期間中継続的に稼得され、当該役員の退職年齢に達した時点で満額稼得される。

退職年齢が65歳である役員1(1)名は、60歳の時点で満額稼得される確定給付退職年金を有しており、60歳になるまで年金適格給与の2%の年金保険料を受領している。60歳から65歳までの間は、年金適格給与の35%に相当する年金保険料を受領している。

7(7)名の役員は、確定拠出年金を受領している。その年金保険料は個人契約によるものであり、年金適格給与の50%を上限としている。当該役員のうち3(3)名は、団体契約であるBTP及びBTPKの65歳を退職年齢とする制度における確定拠出年金の対象でもある。

(中略)

報酬

2014年に、副最高経営責任者であるAnders Ohlner氏は、固定給3.7(3.5)百万スウェーデン・クローネを受領した。その他給付は0.3(0.2)百万スウェーデン・クローネ、年金費用は1.6(1.5)百万スウェーデン・クローネであり、年金適格給与の44.0(45.9)%に相当した。その他の19名の役員は、固定給(年金に転換後、77.9百万スウェーデン・クローネ)を受領した。その他給付は6.4百万スウェーデン・クローネで、年金費用は28.5百万スウェーデン・クローネであった。年金に転換する前の年金費用は28.0百万スウェーデン・クローネであり、年金適格給与の40.3%に相当した。

2014年度の年次株主総会の報酬ガイドラインの対象となる親会社の役員23(19)名、最高経営責任者及び副社長は、固定給(年金に転換後、97.9(89.2)百万スウェーデン・クローネ)を受領した。その他給付は7.3(5.8)百万スウェーデン・クローネで、年金費用は45.6(32.6)百万スウェーデン・クローネであった。年金に転換する前の年金費用は39.4(32.6)百万スウェーデン・クローネであり、年金適格給与の43.8(41.9)%に相当した。これら23名のうち18名は、役員グループに含まれている。

(中略)

役員に対する年金債務

2014年12月31日現在、最高経営責任者であるPär Boman氏に対する年金債務^{****}は、169.6(143.3)百万スウェーデン・クローネであった。2014年12月31日現在、副最高経営責任者であるAnders Ohlner氏に対する年金債務は、51.2(45.6)百万スウェーデン・クローネであり、その他の親会社の役員19名に対する年金債務は、729.0百万スウェーデン・クローネであった。

2014年12月31日現在、2014年度の年次株主総会の報酬ガイドラインの対象となる親会社の役員23(19)名、最高経営責任者及び副社長に対する年金債務は、1,185(1,028)百万スウェーデン・クローネであった。これら23名のうち18名は、役員グループに含まれている。

2014年12月31日現在、ハンデルスバンケン・グループの現在及び過去のすべての役員に対する年金債務合計は、2,316(2,308)百万スウェーデン・クローネであった。2014年12月31日現在、親会社の現在及び過去の役員に対する年金債務合計は、2,192(2,124)百万スウェーデン・クローネであった。当行グループのこれらの債務の対象となる人数は78(75)名であり、そのうち47(44)名は年金受給者である。親会社のこれに該当する人数は63(57)名であり、そのうち42(38)名は年金受給者である。

役員への与信(からの預金)

2014年12月31日現在、役員への与信額は、親会社で206(105)百万スウェーデン・クローネ、子会社で61(50)百万スウェーデン・クローネであった。親会社のこれらの人員からの預金額は、合計で918(629)百万スウェーデン・クローネであった。2014年のこれらの人員に対する与信に係る利息収益は、親会社で合計2.2(3.8)百万スウェーデン・クローネ、子会社で合計1.0(1.9)百万スウェーデン・クローネであった。親会社のこれらの人員からの預金に係る利息費用は、10.2(13.3)百万スウェーデン・クローネであった。

2014年12月31日現在、ハンデルスバンケン・グループの子会社の役員に対する与信額は、235(192)百万スウェーデン・クローネであった。

(中略)

上表の感応度分析は、1つの仮定が変化し、それ以外の仮定がすべて一定である場合を前提としている。実務上このような場合が起こる可能性は低く、一部の仮定の変化には相関関係がある可能性がある。確定給付年金債務の重要な数理計算上

の仮定に対する感応度を計算する際には、貸借対照表に認識される年金負債を計算する際と同様の手法を適用している。その手法は、会計方針（注記G1のセクション20を参照）において記載されている。2013年度の年次報告書と比較して、感応度分析を作成する際に用いた手法は変更されていないが、感応度分析に退職年齢における平均余命という項目を追加している。

(中略)

注記G12 非継続事業に係る当期利益

(中略)

非継続事業からの営業利益は、Plastal Groupにおける当行の持分に係る収益より構成されている。Plastal Groupの事業は、自動車産業のエクステリアに用いるプラスチック・コンポーネントの製造より構成される。当行は、状況が整い次第Plastal Groupの事業を売却する意向である。Plastalの公正価値（売却費用控除後）は、帳簿価額を下回っているため、減損が認識されている。減損は、基本的に当年度に認識されたものであり、当年度の法人税には影響しない。Plastalの公正価値は、信頼性の高い測定を行うために同業他社との比準価額や割引キャッシュ・フローのような異なる評価技法を用いて行われている。仮定に関する材料は、可能な限り外部の市場観察から得ている。当該評価は、重要な部分において自社の仮定に依存している。したがって、注記G40に記載されている評価ヒエラルキーにおいて、レベル3に分類されている。当行の非継続事業の評価方針については、注記G1に記載されている。

(中略)

注記G20 顧客が価値変動リスクを負う資産

百万スウェーデン・クローネ	2014年	2013年
ユニットリンク及びポートフォリオ <u>保証</u> 保険資産	91,739	76,817
その他ファンド資産	3,024	4,064
連結ファンドの持分のうちの非所有持分	-	49
合計	94,763	80,930

(中略)

注記G23 金融商品の相殺

(中略)

デリバティブ商品は、2つ以上のデリバティブの決済が当行の予測キャッシュ・フローを反映している場合に、貸借対照表上で相殺される。この相殺は、当行が合意したキャッシュ・フローを決済する契約上の権利及び意図の両方を有している場合に行われる。デリバティブの残存カウンターパーティ・リスクは、ネットティング契約を通じて（すなわち、破産の状況下において、同一の取引相手とのすべてのデリバティブ取引における正の価値と負の価値を相殺することによって）軽減されている。ハンデルスバンケンは、すべての銀行取引相手との間でネットティング契約を締結することを方針としている。ネットティング契約は、正味エクスポージャーに対して担保を提供する契約により補完されている。使用される担保は主に現金であるが、国債も使用される。買戻し契約並びに有価証券借入及び貸付契約に関する担保は、通常、現金又はその他の有価証券の形態をとっている。

(中略)

注記G25 不動産及び器具備品

(中略)

債権の保全のために担保権が実行された資産には、当行グループの債権の保全のために担保権が実行された資産に関する会計方針に従って定期的に公正価値で測定される不動産が含まれている。注記G1を参照のこと。定期的に公正価値で測定される不動産の公正価値は、465 (392)百万スウェーデン・クローネである。これらの不動産の未実現価値の変動により、当期純利益に6 (-10)百万スウェーデン・クローネの影響が及んだ。民間住宅の評価は、基本的に該当する地域における比較可能な不動産の購入取引に関する市場の観測値に基づいて行われている。商業用不動産の評価は、賃貸料、空室率、運

営及び維持費、要求利回り及び金利計算等の仮定を用いた割引将来キャッシュ・フローに基づいて行われている。評価はまた、その不動産の状態、立地及び代替的に利用可能な地域に基づいて行われている。当行の原則においては、常に公認の鑑定人が商業用及び事務所用ビル並びに工業用不動産を評価する。市場の観測値のみに基づく評価（119百万スウェーデン・クロネ）は、注記G40に記載されている評価ヒエラルキーのレベル2に区分されている。独自の仮定を重要といえる程度に使用している評価（346百万スウェーデン・クロネ）は、評価ヒエラルキーのレベル3に区分されている。定期的に公正価値で測定される不動産に関連するレベル3の未実現価値の変動によって、当期純利益に0（-17）百万スウェーデン・クロネの影響が及んだ。当年度に売却した定期的に公正価値で測定される不動産の金額は108（81）百万スウェーデン・クロネ）であり、このうち80（64）百万スウェーデン・クロネ）は、売却前はレベル3に区分されていた。当年度の新規不動産の増加額は112（50）百万スウェーデン・クロネ）であり、このうち20（48）百万スウェーデン・クロネ）はレベル3に区分された。

(中略)

注記G30 顧客が価値変動リスクを負う負債

百万スウェーデン・クロネ	2014年	2013年
ユニットリンク及びポートフォリオ <u>保証</u> 保険負債	91,739	76,817
その他のファンド負債	3,125	4,111
連結ファンドの持分のうちの非所有持分	-	49
合計	94,864	80,977

(中略)

注記G38 劣後負債

(中略)

- 1) スウェーデン・クロネ建て劣後ローンは、個別に見ると劣後負債合計額の10%未満となっている。合計には、変動金利の永久劣後ローン1件が含まれている。当該ローンは、額面金額にして3.2十億スウェーデン・クロネの劣後転換ローンで、市場条件に基づき、当行グループの従業員に対して発行される。当該ローンは、規制自己資本に含まれてはいるが、ハンデルスバンケンの株式に転換可能である。当行は随時転換を要求できる権利を有し、当該ローンの保有者は2019年5月1日から11月30日までの期間に転換を要求できる権利を有している。当初転換価格は379.19スウェーデン・クロネであり、これは2014年5月2日から14日までの期間の平均株価の117%に相当する。当該転換価格は、ローン期間中、配当金に対して調整されている。当行の、又は連結ベースで計算された普通株式等Tier 1比率が7%を下回った場合、自動的に転換される。その他のスウェーデン・クロネ建て劣後ローンについては、注記G49を参照のこと。

(中略)

注記G49 自己資本比率

(中略)

移行自己資本 百万スウェーデン・クロネ	規制(EU)575/2013 の取扱い前の対象 となる金額、又は 規制(EU) 575/2013の所定の 残存額	2013年 (CRRに基づく)
	2014年	

(中略)

その他Tier 1(AT1) 資本：商品

資本商品及び関連する資本剰余金勘定		10,602
うち、適用される会計基準に基づき資本に分類されるもの		
うち、適用される会計基準に基づき負債に分類されるもの		10,602
第484条第4項で示されている適格項目の金額及びAT1の段階的廃止の対象となる関連資本剰余金勘定	8,043	8,043

2018年1月1日まで適用除外される公的資金注入

連結AT1資本に含まれる適格Tier 1資本（第5項に含まれない
少数株主持分を含む）

うち、子会社が発行した商品のうち段階的廃止の対象となるもの

規制上の調整前その他Tier 1 (AT1) 資本	8,043	10,602
---------------------------	-------	--------

(中略)

自己資本比率分析

	2014年	2013年
普通株式等Tier 1資本比率、CRR (%)	20.4	18.9
Tier 1資本比率、CRR (%)	22.1	21.0
自己資本比率合計、CRR (%)	25.6	21.6
リスク・エクスポージャー金額、CRR (百万スウェーデン・クローネ)	480,388	492,785
パーゼル1フロアに基づく所要自己資本に関する資本基盤 (%)	138.0	124.0
金融機関特有のバッファ要件 (%)	2.5	-
うち、資本保全バッファ要件 (%)	2.5	-
バッファとして利用可能な普通株式等Tier 1資本 (%) ¹	15.9	-

(中略)

(2) 個別財務書類

(中略)

資本変動の内訳

(中略)

公正価値評価差額準備金の変動

百万スウェーデン・クローネ	2014年	2013年
期首公正価値評価差額準備金	1,023	550
期末保有分に関する当期の未実現市場価値の変動	240	507
損益計算書に振り替えられた実現市場価値 ²	41	-34
期末公正価値評価差額準備金	1,304	1,023

(中略)

資本変動の内訳

(中略)

公正価値評価差額準備金の変動

百万円	2014年	2013年
期首公正価値評価差額準備金	14,752	7,931
期末保有分に関する当期の未実現市場価値の変動	3,461	7,311
損益計算書に振り替えられた実現市場価値 ²	591	-490
期末公正価値評価差額準備金	18,804	14,752

(中略)

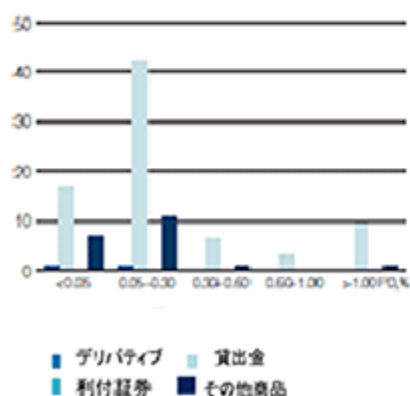
注記P2 リスク及び資本管理

(中略)

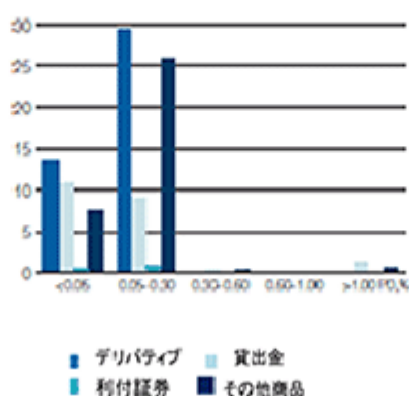
信用の質

PD区分毎の商品種類別のエクスポージャー
割合(デフォルトを除く)
ー法人エクスポージャー

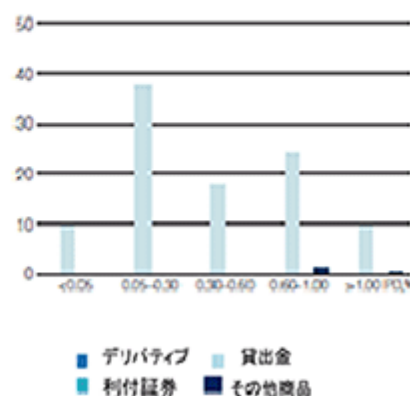
エクスポージャー割合 %

PD区分毎の商品種類別のエクスポージャー
割合(デフォルトを除く)
ー機関エクスポージャー

エクスポージャー割合 %

PD区分毎の商品種類別のエクスポージャー
割合(デフォルトを除く)
ーリテール・エクスポージャー

エクスポージャー割合 %



(中略)

注記P8 人件費

(中略)

給与及び報酬

百万スウェーデン・クローネ

幹部の役職にある役員²、30(27)名

その他

合計

	2014年	2013年
幹部の役職にある役員 ² 、30(27)名	-103	-100
その他	-6,839	-6,397
合計	-6,942	-6,497

2) 専務取締役及び取締役

男女別分布、%

	2014年		2013年	
	男性	女性	男性	女性
取締役	80	20	73	27
専務取締役	81	19	79	21

(中略)

注記P31 劣後負債

(中略)

- 1) スウェーデン・クローネ建て劣後ローンは、個別に見ると劣後負債合計額の10%未満となっている。合計には、変動金利の永久劣後ローン1件が含まれている。当該ローンは、額面金額にして3.2十億スウェーデン・クローネの劣後転換ローンで、市場条件に基づき、当行グループの従業員に対して発行される。当該ローンは、規制自己資本に含まれてはいないが、ハンデルスバンケンの株式に転換可能である。当行は随時転換を要求できる権利を有し、当該ローンの保有者は2019年5月1日から11月30日までの期間に転換を要求できる権利を有している。当初転換価格は379.19スウェーデン・クローネであり、これは2014年5月2日から14日までの期間の平均株価の117%に相当する。当該転換価格は、ローン期間中、配当金に対して調整されている。当行の、または連結ベースで計算された普通株式等Tier 1比率が7%を下回った場合、自動的に転換される。その他のスウェーデン・クローネ建て劣後ローンについては、注記G49を参照のこと。

(中略)

注記P41 自己資本比率

移行時の自己資本

百万スウェーデン・クローネ

規制(EU)575/2013の
取扱い前の対象とな
る金額、又は規制
(EU)575/2013の所
定の残存額

2013年
(パーゼル
に基づく)

2014年

(中略)

自己資本比率及びバッファー

普通株式等Tier 1資本比率（リスク・エクスポージャー合計額に対する割合）	18.5	18.0
Tier 1比率（リスク・エクスポージャー合計額に対する割合）	20.2	20.5
資本合計（リスク・エクスポージャー合計額に対する割合）	23.9	21.4
金融機関特有のバッファー要件（リスク・エクスポージャー合計額の割合として表される第92条第1項(a)によるCET1要件、資本保全及びカウンターシクリカル・バッファー要件、及びシステムミック・リスク・バッファー、及び金融システム上重要な金融機関バッファー）	2.5	
うち、資本保全バッファー要件	2.5	
うち、カウンターシクリカル・バッファー要件	0.0	
うち、システムミック・リスク・バッファー要件	0.0	
うち、世界的に金融システム上重要な金融機関（G-SII）又はその他の金融システム上重要な金融機関（O-SII）バッファー	0.0	
バッファー要件を満たすために利用可能な普通株式等Tier 1資本（リスク・エクスポージャー金額に対する割合）	14.0	
[EUにおいて該当なし]		
[EUにおいて該当なし]		
[EUにおいて該当なし]		

(後略)

[次へ](#)

< 訂正後 >

(1) 連結財務書類

(前略)

持分変動計算書（当行グループ）

2014年当行グループ (百万スウェーデン・クローネ)	株式資本	資本 剰余金	確定給付 年金制度	ヘッジ 準備金	公正価値 評価差額 準備金	為替換算 調整 準備金	利益 剰余金	少数株主 持分	合計
2014年期首資本	2,956	2,843	3,110	-1,517	1,043	-799	103,701	2	111,339
当期利益							15,183	1	15,184
その他包括利益			-2,107	6,848	281	5,361		0	10,383
当期包括利益合計			-2,107	6,848	281	5,361	15,183	1	25,567
配当金							-10,488		-10,488
転換可能劣後ローンの影響 ¹	0	360					49		409
少数株主持分の変動							0	0	0
2014年期末資本	2,956	3,203	1,003	5,331	1,324	4,562	108,445	3	126,827

(中略)

資本変動の内訳

(中略)

公正価値評価差額準備金の変動

百万スウェーデン・クローネ

	2014年	2013年
期首公正価値評価差額準備金	1,043	569
留保分及び新規分に関する当期の未実現市場価値の変動	240	509
損益計算書への振替額 ²	41	-35
期末公正価値評価差額準備金	1,324	1,043

(中略)

2014年当行グループ (百万円)	株式資本	資本 剰余金	確定給付 年金制度	ヘッジ 準備金	公正価値 評価差額 準備金	為替換算 調整 準備金	利益 剰余金	少数株主 持分	合計
2014年期首資本	42,626	40,996	44,846	-21,875	15,040	-11,522	1,495,368	29	1,605,508
当期利益							218,939	14	218,953
その他包括利益			-30,383	98,748	4,052	77,306		0	149,723
当期包括利益合計			-30,383	98,748	4,052	77,306	218,939	14	368,676
配当金							-151,237		-151,237
転換可能劣後ローンの影響 ¹	0	5,191					707		5,898
少数株主持分の変動							0	0	0
2014年期末資本	42,626	46,187	14,463	76,873	19,092	65,784	1,563,777	43	1,828,845

(中略)

資本変動の内訳

(中略)

公正価値評価差額準備金の変動

百万円

	2014年	2013年
--	-------	-------

期首公正価値評価差額準備金	15,040	8,205
留保分及び新規分に関する当期の未実現市場価値の変動	3,461	7,340
損益計算書への振替額 ²	591	-505
期末公正価値評価差額準備金	19,092	15,040

(中略)

注記G2 リスク及び資本管理

(中略)

その他の業務における金利リスク

(中略)

金利の変動による損益計算書への影響を見積るために、純利息収益の影響も測定されている。金利が変動した場合の純利息収益の影響は、一般市場金利が1パーセンテージ・ポイント上昇した場合の12ヶ月間にわたる純利息収益の変動として測定されている。この影響は、貸借対照表の規模が一定であることを前提とした場合の固定金利期間並びにトレーディング勘定に含まれない資産、負債及びデリバティブの残高構成の差異を反映している。この計算においては、固定金利期間の定めのない預金に1ヶ月間の固定金利期間があるものと仮定している。当年度末現在の純利息収益の影響は、788(545)百万スウェーデン・クローネであった。

(中略)

	担保として利用可能な受入担保の公正価値		担保に供されている受入担保の公正価値	
	2014年	2013年	2014年	2013年
受入担保				
十億スウェーデン・クローネ				
国債	29	14	1	6
株式	4	10	4	4
合計	33	24	5	10

(中略)

資本計画

(中略)

2014年度末現在の普通株式等Tier 1資本比率は、20.4%であった。同日現在のAFR/EC比率は、214%であった。したがって、AFRは、内部的な所要自己資本(EC)の評価額を上回る程の非常に十分な余裕をもって計上されている。

(中略)

当行グループの規制資本の目標

(中略)

取締役会の決定では、現行の規制の枠組みに基づく当行のガバナンスに最も適した測定数値である普通株式Tier 1資本比率は、通常状況下では、スウェーデン金融監督庁が当行に通知した比率よりも1パーセンテージ・ポイントから3パーセンテージ・ポイント上回っていなければならない。その他の自己資本の階層(Tier 1自己資本比率及び総資本比率)は、それぞれの自己資本の階層について当局が当行に通知した比率よりも少なくとも1パーセンテージ・ポイント上回っていなければならない。

(中略)

注記G8 人件費

(中略)

給与及び報酬

百万スウェーデン・クローネ

	2014年	2013年
執行役員 ²	-144	-134
その他	-7,430	-6,973
合計	-7,574	-7,107

2) 親会社の業務執行取締役及び取締役並びに子会社の最高経営責任者、副社長及び取締役。

男女別分布

	2014年		2013年	
%	男性	女性	男性	女性
執行役員（取締役を除く）	67	33	70	30
取締役	71	29	69	31
うち親会社	80	20	73	27
うち子会社	70	30	69	31

(中略)

執行役員に対する報酬

スウェーデン会社法に従い、年次株主総会では、執行役員への報酬に関するガイドラインが策定される。2014年度の年次株主総会では、最高経営責任者及び副社長に対して適用される執行役員への報酬に関するガイドラインが策定された。2014年に、ハンデルスバンケンは執行役員グループの改編を行った。現在の執行役員グループ(取締役会を含む)は、コーポレート・ガバナンス・レポートの64ページから65ページ(訳注：ハンデルスバンケンの2014年の年次報告書原文の項目名であり、当該項目は本書には含まれていない。)に記載されている業務執行取締役に指名されている人員から構成されている。執行役員への報酬に関するガイドラインは、すべての業務執行取締役及び年次株主総会の報酬ガイドラインの対象となる人員に対して適用される。

最高経営責任者及びその他の業務執行取締役に対する報酬は固定給及び年金給付の形式のみで支給されるが、社用車等の慣習的な給付もある。取締役会の特別決議に従って、ハンデルスバンケンは報酬の一部として住宅を提供することができる。変動報酬の支給は行われない。業務執行取締役は、当行の他のすべての従業員と同じ条件でハンデルスバンケンの利益分配制度であるオクトゴーネンに加入しており、他の従業員と同じ条件で給与を年金に転換する権利も有している。

(中略)

最高経営責任者の報酬及び年金期間

(中略)

3) スウェーデン金融監督庁は、その規則(FFFS 2014年第22号)において、上級経営陣の概念を用いている。ハンデルスバンケンにおいて、上級経営陣とは、業務執行取締役に相当する。

親会社のその他の業務執行取締役の報酬及び年金期間**年金期間**

当行のその他の業務執行取締役である12(12)名は、退職時の年金適格給与の65%を上限とする確定給付退職年金を受領し、その年金適格給与の2%を上限とする年金保険料も受領している。当該役員の最低退職年齢は60歳^{***}であり、確定給付退職年金は雇用期間中継続的に稼得され、当該役員の退職年齢に達した時点で満額稼得される。

退職年齢が65歳である業務執行取締役1(1)名は、60歳の時点で満額稼得される確定給付退職年金を有しており、60歳になるまで年金適格給与の2%の年金保険料を受領している。60歳から65歳までの間は、年金適格給与の35%に相当する年金保険料を受領している。

7(7)名の業務執行取締役は、確定拠出年金を受領している。その年金保険料は個人契約によるものであり、年金適格給与の50%を上限としている。当該業務執行取締役のうち3(3)名は、団体契約であるBTP及びBTPKの65歳を退職年齢とする制度における確定拠出年金の対象でもある。

(中略)

報酬

2014年に、副最高経営責任者であるAnders Ohlner氏は、固定給3.7(3.5)百万スウェーデン・クローネを受領した。その他給付は0.3(0.2)百万スウェーデン・クローネ、年金費用は1.6(1.5)百万スウェーデン・クローネであり、年金適格給与の44.0(45.9)%に相当した。その他の19名の業務執行取締役は、固定給(年金に転換後、77.9百万スウェーデン・クローネ)を受領した。その他給付は6.4百万スウェーデン・クローネで、年金費用は28.5百万スウェーデン・クローネであった。年金に転換する前の年金費用は28.0百万スウェーデン・クローネであり、年金適格給与の40.3%に相当した。

2014年度の年次株主総会の報酬ガイドラインの対象となる親会社の役員23(19)名、最高経営責任者及び副社長は、固定給(年金に転換後、97.9(89.2)百万スウェーデン・クローネ)を受領した。その他給付は7.3(5.8)百万スウェーデン・クローネで、年金費用は45.6(32.6)百万スウェーデン・クローネであった。年金に転換する前の年金費用は39.4(32.6)百万スウェーデン・クローネであり、年金適格給与の43.8(41.9)%に相当した。これら23名のうち18名は、業務執行取締役グループに含まれている。

(中略)

執行役員に対する年金債務

2014年12月31日現在、最高経営責任者であるPär Boman氏に対する年金債務^{****}は、169.6(143.3)百万スウェーデン・クローネであった。2014年12月31日現在、副最高経営責任者であるAnders Ohlner氏に対する年金債務は、51.2(45.6)百万スウェーデン・クローネであり、その他の親会社の業務執行取締役19名に対する年金債務は、729.0百万スウェーデン・クローネであった。

2014年12月31日現在、2014年度の年次株主総会の報酬ガイドラインの対象となる親会社の役員23(19)名、最高経営責任者及び副社長に対する年金債務は、1,185(1,028)百万スウェーデン・クローネであった。これら23名のうち18名は、業務執行取締役グループに含まれている。

2014年12月31日現在、ハンデルスバンケン・グループの現在及び過去のすべての執行役員に対する年金債務合計は、2,316(2,308)百万スウェーデン・クローネであった。2014年12月31日現在、親会社の現在及び過去の執行役員に対する年金債務合計は、2,192(2,124)百万スウェーデン・クローネであった。当行グループのこれらの債務の対象となる人数は78(75)名であり、そのうち47(44)名は年金受給者である。親会社のこれに該当する人数は63(57)名であり、そのうち42(38)名は年金受給者である。

執行役員への与信(からの預金)

2014年12月31日現在、執行役員への与信額は、親会社で206(105)百万スウェーデン・クローネ、子会社で61(50)百万スウェーデン・クローネであった。親会社のこれらの人員からの預金額は、合計で918(629)百万スウェーデン・クローネであった。2014年のこれらの人員に対する与信に係る当行の利息収益は、親会社で合計2.2(3.8)百万スウェーデン・クローネ、子会社で合計1.0(1.9)百万スウェーデン・クローネであった。親会社のこれらの人員からの預金に係る利息費用は、10.2(13.3)百万スウェーデン・クローネであった。

2014年12月31日現在、ハンデルスバンケン・グループの子会社の執行役員に対する与信額は、235(192)百万スウェーデン・クローネであった。

(中略)

上表の感応度分析は、1つの仮定が変化し、それ以外の仮定がすべて一定である場合を前提としている。実務上このような場合が起こる可能性は低く、一部の仮定の変化には相関関係がある可能性がある。確定給付年金債務の重要な数理計算上の仮定に対する感応度を計算する際には、貸借対照表に認識される年金負債を計算する際と同様の手法を適用している。その手法は、会計方針（注記G1のセクション20を参照）において記載されている。2013年度の年次報告書と比較して、感応度分析を作成する際に用いた手法は変更されていないが、感応度分析に前年度と比較した退職年齢における平均余命という項目を追加している。

(中略)

注記G12 非継続事業に係る当期利益

(中略)

非継続事業からの営業利益は、Plastal Groupにおける当行の持分に係る収益より構成されている。Plastal Groupの事業は、自動車産業のエクステリアに用いるプラスチック・コンポーネントの製造より構成される。当行は、状況が整い次第Plastal Groupの事業を売却する意向である。Plastalの公正価値（売却費用控除後）は、帳簿価額を下回っているため、減損が認識されている。減損は、基本的に当年度の減価償却費に認識されたものであり、当年度の法人税には影響しない。Plastalの公正価値は、信頼性の高い測定を行うために使用された同業他社との比準価額や割引キャッシュ・フローのような異なる評価技法を用いて計算されている。仮定に関する材料は、可能な限り外部の市場観察から得ている。当該評価は、重要な部分において自社の仮定に依存している。したがって、注記G40に記載されている評価ヒエラルキーにおいて、レベル3に分類されている。当行の非継続事業の評価方針については、注記G1に記載されている。

(中略)

注記G20 顧客が価値変動リスクを負う資産

	2014年	2013年
百万スウェーデン・クローネ		
ユニットリンク及びポートフォリオ <u>社債</u> 保険資産	91,739	76,817
その他ファンド資産	3,024	4,064
連結ファンドの持分のうちの非所有持分	-	49
合計	94,763	80,930

(中略)

注記G23 金融商品の相殺

(中略)

デリバティブ商品は、2つ以上のデリバティブの決済が当行の予測キャッシュ・フローを反映している場合に、貸借対照表上で相殺される。この相殺は、当行が合意したキャッシュ・フローを純額で決済する契約上の権利及び意図の両方を有している場合に行われる。デリバティブの残存カウンターパーティ・リスクは、ネットティング契約を通じて（すなわち、破産の状況下において、同一の取引相手とのすべてのデリバティブ取引における正の価値と負の価値を相殺することによって）軽減されている。ハンデルスバンケンは、すべての銀行取引相手との間でネットティング契約を締結することを方針としている。ネットティング契約は、正味エクスポージャーに対して担保を提供する契約により補完されている。使用される担保は主に現金であるが、国債も使用される。買戻し契約並びに有価証券借入及び貸付契約に関する担保は、通常、現金又はその他の有価証券の形態をとっている。

(中略)

注記G25 不動産及び器具備品

(中略)

債権の保全のために担保権が実行された資産には、当行グループの債権の保全のために担保権が実行された資産に関する会計方針に従って定期的に公正価値で測定される不動産が含まれている。注記G1を参照のこと。定期的に公正価値で測定さ

れる不動産の公正価値は、465 (392)百万スウェーデン・クローネ)である。これらの不動産の未実現価値の変動により、当期純利益に6 (-10)百万スウェーデン・クローネ)の影響が及んだ。民間住宅の評価は、基本的に該当する地域における比較可能な不動産の購入取引に関する市場の観測値に基づいて行われている。商業用不動産の評価は、賃貸料、空室率、運営及び維持費、要求利回り及び金利計算等の仮定を用いた割引将来キャッシュ・フローに基づいて行われている。評価はまた、その不動産の状態、立地及び代替的に利用可能な地域に基づいて行われている。当行の原則においては、常に公認の鑑定人が商業用及び事務所用ビル並びに工業用不動産を評価する。市場の観測値のみに基づく評価(119百万スウェーデン・クローネ)は、注記G40に記載されている評価ヒエラルキーのレベル2に区分されている。独自の仮定を重要といえる程度に使用している評価(346百万スウェーデン・クローネ)は、評価ヒエラルキーのレベル3に区分されている。定期的に公正価値で測定される不動産に関連するレベル3の未実現価値の変動によって、当年度利益に0 (-17)百万スウェーデン・クローネ)の影響が及んだ。当年度に売却した定期的に公正価値で測定される不動産の金額は108 (81)百万スウェーデン・クローネ)であり、このうち80 (64)百万スウェーデン・クローネ)は、売却前はレベル3に区分されていた。当年度の新規不動産の増加額は112 (50)百万スウェーデン・クローネ)であり、このうち20 (48)百万スウェーデン・クローネ)はレベル3に区分された。

(中略)

注記G30 顧客が価値変動リスクを負う負債

百万スウェーデン・クローネ	2014年	2013年
ユニットリンク及びポートフォリオ <u>社債</u> 保険負債	91,739	76,817
その他のファンド負債	3,125	4,111
連結ファンドの持分のうちの非所有持分	-	49
合計	94,864	80,977

(中略)

注記G38 劣後負債

(中略)

- 1) スウェーデン・クローネ建て劣後ローンは、個別に見ると劣後負債合計額の10%未満となっている。合計には、変動金利の永久劣後ローン1件が含まれている。当該ローンは、額面金額にして3.2十億スウェーデン・クローネの劣後転換ローンで、市場条件に基づき、当行グループの従業員に対して発行される。当該ローンは、規制自己資本に含まれてはいるが、ハンデルスバンケンの株式に転換可能である。当行は随時転換を要求できる権利を有し、当該ローンの保有者は2019年5月1日から11月30日までの期間に転換を要求できる権利を有している。当初転換価格は379.19スウェーデン・クローネであり、これは2014年5月2日から14日までの期間の平均株価の117%に相当する。当該転換価格は、ローン期間中、配当金に対して調整されている。当行の、又は連結ベースで計算された普通株式等Tier 1資本比率が7%を下回った場合、自動的に転換される。その他のスウェーデン・クローネ建て劣後ローンについては、注記G49を参照のこと。

(中略)

注記G49 自己資本比率

(中略)

移行自己資本 百万スウェーデン・クローネ	規制(EU)575/2013 の取扱い前の対象 となる金額、又は 規制(EU) 575/2013の所定の 残存額	2013年 (CRRに基づく)
	2014年	

(中略)

その他Tier 1(AT1) 資本：商品

資本商品及び関連する資本剰余金勘定

10,602

うち、適用される会計基準に基づき資本に分類されるもの

うち、適用される会計基準に基づき負債に分類されるもの

10,602

第484条第4項で示されている適格項目の金額及びAT1の段階
的廃止の対象となる関連資本剰余金勘定

8,043

8,043

2018年1月1日まで適用除外される公的資金注入

子会社が発行し、第三者が保有する連結AT1資本に含まれる
適格Tier 1資本（第5項に含まれない少数株主持分を含
む）うち、子会社が発行した商品のうち段階的廃止の対象とな
るもの

規制上の調整前その他Tier 1 (AT1) 資本

8,043

10,602

(中略)

自己資本比率分析

2014年

2013年

普通株式等Tier 1資本比率、CRR (%)

20.4

18.9

Tier 1自己資本比率、CRR (%)

22.1

21.0

自己資本比率合計、CRR (%)

25.6

21.6

リスク・エクスポージャー金額、CRR (百万スウェーデン・クローネ)

480,388

492,785

バーゼル1フロアに基づく所要自己資本に関する資本基盤 (%)

138.0

124.0

金融機関特有のバッファ要件 (%)

2.5

-

うち、資本保全バッファ要件 (%)

2.5

-

バッファとして利用可能な普通株式等Tier 1資本 (%)¹

15.9

-

(中略)

(2) 個別財務書類

(中略)

資本変動の内訳

(中略)

公正価値評価差額準備金の変動

2014年

2013年

百万スウェーデン・クローネ

期首公正価値評価差額準備金

1,023

550

留保分及び新規分に関する当期の未実現市場価値の変動

240

507

損益計算書に振り替えられた実現市場価値²

41

-34

期末公正価値評価差額準備金

1,304

1,023

(中略)

資本変動の内訳

(中略)

公正価値評価差額準備金の変動

2014年

2013年

百万円

期首公正価値評価差額準備金

14,752

7,931

留保分及び新規分に関する当期の未実現市場価値の変動

3,461

7,311

損益計算書に振り替えられた実現市場価値²

591

-490

期末公正価値評価差額準備金

18,804

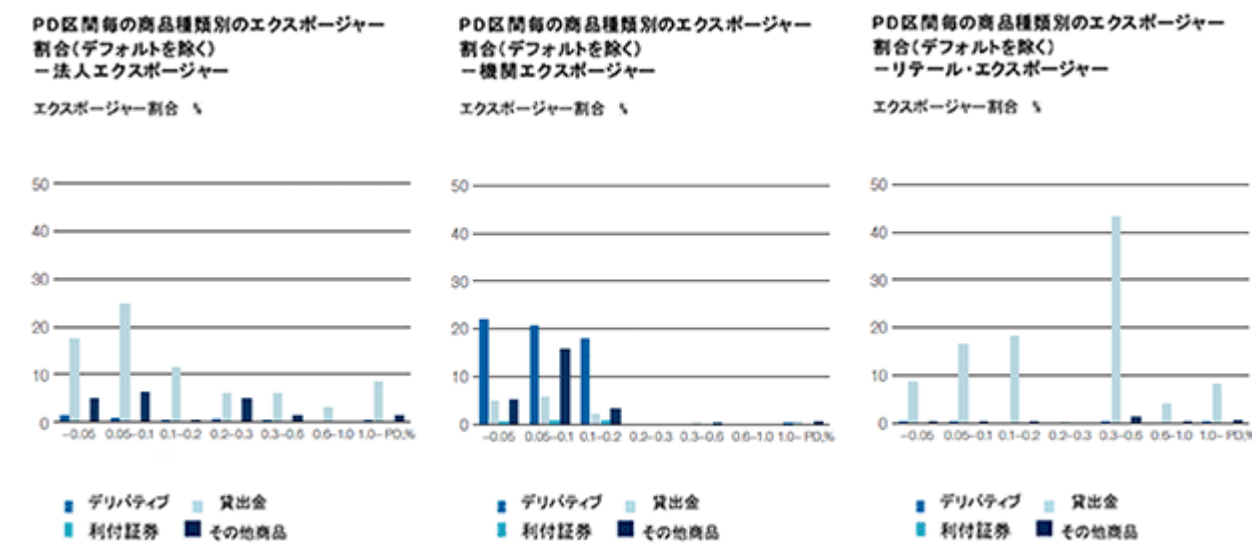
14,752

(中略)

注記P2 リスク及び資本管理

(中略)

信用の質



(中略)

注記P8 人件費

(中略)

給与及び報酬

百万スウェーデン・クローネ

幹部の役職にある役員²、30(27)名

その他

合計

	2014年	2013年
幹部の役職にある役員 ² 、30(27)名	-103	-100
その他	-6,839	-6,397
合計	-6,942	-6,497

2) 業務執行取締役及び取締役

男女別分布、%

	2014年		2013年	
	男性	女性	男性	女性
取締役	80	20	73	27
業務執行取締役	81	19	79	21

(中略)

注記P31 劣後負債

(中略)

- 1) スウェーデン・クローネ建て劣後ローンは、個別に見ると劣後負債合計額の10%未満となっている。合計には、変動金利の永久劣後ローン1件が含まれている。当該ローンは、額面金額にして3.2十億スウェーデン・クローネの劣後転換ローンで、市場条件に基づき、当行グループの従業員に対して発行される。当該ローンは、規制自己資本に含まれてはいないが、ハンデルスバンケンの株式に転換可能である。当行は随時転換を要求できる権利を有し、当該ローンの保有者は2019年5月1日から11月30日までの期間に転換を要求できる権利を有している。当初転換価格は379.19スウェーデン・クローネであり、これは2014年5月2日から14日までの期間の平均株価の117%に相当する。当該転換価格は、ローン期間中、配当金に対して調整されている。当行の、または連結ベースで計算された普通株式等Tier 1資本比率が7%を下回った場合、自動的に転換される。その他のスウェーデン・クローネ建て劣後ローンについては、注記G49を参照のこと。

(中略)

注記P41 自己資本比率

移行時の自己資本 百万スウェーデン・クローネ	2014年	規制(EU)575/2013の 取扱い前の対象とな る金額、又は規制 (EU) 575/2013の所 定の残存額	2013年 (パーゼル に基づく)
(中略)			
自己資本比率及びバッファー			
普通株式等Tier 1資本比率（リスク・エクスポージャー合 計額に対する割合）	18.5		18.0
Tier 1自己資本比率（リスク・エクスポージャー合計額に 対する割合）	20.2		20.5
資本合計（リスク・エクスポージャー合計額に対する割 合）	23.9		21.4
金融機関特有のバッファー要件（リスク・エクスポ ージャー合計額の割合として表される第92条第1項(a)によ るCET1要件、資本保全及びカウンターシクリカル・バッ ファー要件、及びシステミック・リスク・バッファー、 及び金融システム上重要な金融機関バッファー）	2.5		
うち、資本保全バッファー要件	2.5		
うち、カウンターシクリカル・バッファー要件	0.0		
うち、システミック・リスク・バッファー要件	0.0		
うち、世界的に金融システム上重要な金融機関（G-SII） 又はその他の金融システム上重要な金融機関（O-SII） バッファー	0.0		
バッファー要件を満たすために利用可能な普通株式等Tier 1資本（リスク・エクスポージャー金額に対する割合）	14.0		
[EUにおいて該当なし]			
[EUにおいて該当なし]			
[EUにおいて該当なし]			
(後略)			

第9【提出会社の参考情報】

2【その他の参考情報】

< 訂正前 >

(前略)

(6) 訂正発行登録書

2014年8月22日 上記(2)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(7) 訂正発行登録書

2014年8月22日 上記(3)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(6) 訂正発行登録書及びその添付書類

2014年8月22日 上記(2)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(7) 訂正発行登録書及びその添付書類

2014年8月22日 上記(3)記載の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出

(後略)